

1. 日本への一時帰国の際に必要な手続き

対象者の 受入企業・団体	<ul style="list-style-type: none">・誓約書及び本邦活動計画書の各々写しを対象者に送付。原本は対象者の本邦帰国後6週間保管。 <p>(注)本邦での滞在期間が14日以内の場合、韓国再入国のために必要な事前の新型コロナウイルス感染症に関する検査のための医療機関訪問について本邦活動計画書内に記載してください。但し、韓国への再入国時にビジネストラックを利用しない場合には、日本の医療機関での診断書取得が必要になりますので、本邦滞在14日以内の同医療機関訪問についても本邦活動計画書に明記してください。</p>	
対象者	本邦 帰国前	<ul style="list-style-type: none">・<u>韓国再入国許可</u>の取得。・本邦帰国前14日間の検温の実施(機内での質問票に反映)。・韓国からの出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を実施し<u>検査証明</u>を取得。・民間医療保険への加入(滞在期間中の医療費を保障する旅行保険を含む。)
	本邦 入国時	<ul style="list-style-type: none">・空港での新型コロナウイルスに関する検査。・誓約書及び本邦活動計画書の写し、検査証明(又はその写し)、質問票(機内で作成)を空港の検疫に提出。・LINEアプリ、接触確認アプリ、地図アプリ等の導入・設定の準備(検疫にて確認)。
	本邦 入国後	<ul style="list-style-type: none">・14日間の公共交通機関不使用。・本邦活動計画書に基づき、14日間は滞在先と用務先の往復等に限定。・14日間のLINEアプリを通じた健康フォローアップ、地図アプリを通じた位置情報の保存。